

令和3年9月9日

吉田町議会議長  
大石 巖 様

産業建設常任委員会  
委員長 蒔田 昌代

産業建設常任委員会所管事務調査報告書

本委員会で決定した所管事務事項について、調査の結果を下記のとおり吉田町議会会議規則73条の規定により報告します。

記

- 1 調査事項 土木事業等の要望について
- 2 調査の目的 土木事業等について、町民から行政に対する要望が多数出されている。  
そこで、町に対する要望の提出状況や内容及び要望に対する町の対応等について調査する。
- 3 期 間 調査が終了するまで
- 4 調査の経過 別紙のとおり
- 5 調査結果 別紙のとおり
- 6 ま と め 別紙のとおり



4 調査の経過

回	日時	開会 閉会	内 容
第1回	令和3年 9月1日	15:10 17:25	<p>1 所管事務調査について調査することを決定した。</p> <p>(1) 調査内容を「土木事業等の要望について」と決定した。</p> <p>(2) 調査の目的を「土木事業等について、町民から行政に対する要望が多数出されている。そこで、町に対する要望の提出状況や内容及び要望に対する町の対応等について調査する。」と決定した。</p> <p>(3) 調査の方法を「執行部から説明員の出席及び資料提出を求め、現状を確認する。」と決定した。</p> <p>(4) 調査期間を「調査が終了するまで」と決定した。</p> <p>2 説明員として建設課長他2名及び都市環境課長他2名出席。 調査事項に関する質問に対し、書面及び口頭にて回答を受け、併せて回答に対する再質問を行った。</p> <p>3 次回、本日の質疑応答を踏まえ、調査事項の取りまとめを行うこととした。</p>
第2回	令和3年 9月9日	13:25 15:15	<p>1 委員長案を基に、所管事務調査報告書について協議を行い、内容について決定した。</p>

## 5 調査結果

### (1) 以下の質問事項について当局から回答を受けた。

- ア 土木事業等要望箇所調書の区分ごとに、年間の要望数、要望以外の実施箇所、要望実施率及び全実施箇所における要望によるものの割合について(平成28年度から令和2年度までの数値)
- イ 申請を受け付けてから回答するまでの流れとそれにかかる日数について
- ウ 要望に係る当初予算や決算について(平成28年度から令和2年度までの数値)
- エ 土木事業等の要望の優先順位について
- オ 要望に対応できない、対応が遅れる場合の報告について
- カ 維持管理における新たな仕組みづくりについて

### (2) 調査を踏まえ、現状と委員会の意見をまとめた。

#### ア 要望書の受付から回答に要する日数について

##### (ア) 現状

受付から自治会への回答までにかかる標準所要日数は、6日から63日である。日数がかかる要因としては、要望内容のほか、受付する課と対応する課が違うこと、回答が月に1回開催される自治会連合会定例会時のみであることが挙げられる。

##### (イ) 意見

一連の事務の流れは、過去に町と自治会との協議を踏まえた上で行っている。日数がかかることもあるので、受付から回答までの日数をより短くすることを望む。

#### イ 町の土木事業等要望箇所調書に対する実施状況について

##### (ア) 現状

過去5年間の数値から、要望の8割以上が実施済みであることが分かった。

残りの2割は、管轄外(私有地、国・県対応箇所等)や現状維持を依頼するもの、対応困難箇所であるものなどである。

##### (イ) 意見

要望に対する担当課の取組については、適切に行われていると思われる一方、住民からは依然土木要望に対する不満の声がある。

要望に応えられない2割に対する町のより丁寧な対応を望む。例え

ば、応えられない場合の回答の際は、書面だけではなく、対面や電話等口頭にて担当課が直接自治会に対して理由を説明することが考えられる。

#### ウ 要望事項に対する回答について

##### (ア) 現状

要望事項によって、回答書の内容は異なり、対応が難しい場合は、今後の対応の仕方も含めた回答をしていることを確認した。

##### < 要望事項の分類 >

- ・ 要望箇所が民地の場合
- ・ 要望箇所が国や県の管理地である場合
- ・ 要望箇所が町（建設課）の管理地で、必要性が有り即対応が可能な場合
- ・ 要望箇所が町（建設課）の管理地で、即対応が困難な場合等  
(例) 大規模な改修・段階的対応・一部対応+既存施設の活用・現状維持など

##### (イ) 意見

明瞭な回答を心掛けていることは分かるが、その回答が相手に正確に伝わるための取組を、町全体で検討する必要があると考える。

前述イの意見で述べた回答の方法と併せて、調書の提出元である自治会に対し、町の土木要望に対する取組や要望に応えられないことについて理解を深めていただくための説明会の開催や新たなルールの取り決めなどを行うことを望む。

#### 6. まとめ

町に寄せられる要望の多くは、町の姿をより良いものにするものであり、町もそうした要望に対し懸命に対応していることは確認できた。そうした中で生まれる不満が少しでも緩和されるよう、事務内容や手続きの見直しを含め、町と自治会がより連携し合える仕組みづくりを検討してもらいたい。

## 「土木事業等要望箇所調書」の実施状況

年度	種類	要望箇所(件) ①	回答済箇所(件)			要望実施率(%) ③/①
			②	③	④	
平成28年度	道路拡幅	2	2		2	0.0%
	道路舗装	18	18	16	2	88.9%
	補修	63	63	58	4	92.1%
	側溝改良	8	8	6	1	75.0%
	側溝設置	0	0			-
	溝蓋設置	25	25	20	2	80.0%
	安全施設	7	7	5	1	71.4%
	その他	112	112	88	16	78.6%
	用排水路改修	5	5	4	1	80.0%
	河川改修	4	4	2	2	50.0%
	計	244	244	199	31	81.6%
平成29年度	道路拡幅	2	2		1	0.0%
	道路舗装	12	12	9	3	75.0%
	補修	43	43	41	1	95.3%
	側溝改良	1	1	1		100.0%
	側溝設置	3	3	1	2	33.3%
	溝蓋設置	7	7	5	1	71.4%
	安全施設	7	7	6	1	85.7%
	その他	79	79	68	6	86.1%
	用排水路改修	4	4	2	2	50.0%
	河川改修	4	4		3	0.0%
	計	162	162	133	20	82.1%
平成30年度	道路拡幅	1	1		1	0.0%
	道路舗装	17	17	13	4	76.5%
	補修	66	64	56	4	84.8%
	側溝改良	2	2		2	0.0%
	側溝設置	2	2		2	0.0%
	溝蓋設置	4	4	3	1	75.0%
	安全施設	7	7	4	3	57.1%
	その他	74	74	60	12	81.1%
	用排水路改修	2	2	1	1	50.0%
	河川改修	2	2	1	1	50.0%
	計	177	175	138	31	78.0%

年度	種類	要望箇所(件) ①	回答済箇所(件)			要望実施率(%) ③/①
			②	③	④	
令和元年度	道路拡幅	2	2	2		100.0%
	道路舗装	11	11	9	2	81.8%
	補修	63	65	55	7	87.3%
	側溝改良	3	1		1	0.0%
	側溝設置	2	2		2	0.0%
	溝蓋設置	5	5	5		100.0%
	安全施設	6	6	5		83.3%
	その他	84	71	54	2	64.3%
	用排水路改修	4	0			0.0%
	河川改修	1	0			0.0%
	計	181	163	130	14	71.8%
令和2年度	道路拡幅	0	0			-
	道路舗装	10	10	6	3	60.0%
	補修	41	41	40	1	97.6%
	側溝改良	3	4	2	1	66.7%
	側溝設置	5	5	2	3	40.0%
	溝蓋設置	8	8	6	1	75.0%
	安全施設	9	9	8	1	88.9%
	その他	64	76	66	7	103.1%
	用排水路改修	5	8	2	5	40.0%
	河川改修	4	5	2	3	50.0%
	計	149	166	134	25	89.9%

5か年合計	913	910	734	121	55	80.4%
-------	-----	-----	-----	-----	----	-------

※ 表中数値は建設課及び都市環境課にて対応した数

(表の説明)

項目	説明
種類	土木事業等要望箇所調書の区分欄にある項目。
①要望箇所	その年度に受け付けた調書の件数。
②回答済箇所	受け付けた調書について、その年度に自治会へ回答した件数。
	※ 回答済箇所数が要望箇所数を上回っているところがあるのは、上記の計数管理をしているため。
	(例) 元年度末(3月)に受け付けたものについて、2年度(4月)に回答した。
	⇒ ①受付は元年度、②回答は2年度に計上している。
<③~⑤は②の内訳>	
③着手箇所	対応済み、要望が広範囲のため段階的に対応している、依頼内容と手法を変えて対応したなど。
④未着手箇所	現状維持をお願いする箇所、大規模な改修のため対応が難しい箇所など。
⑤所管外箇所	要望箇所が私有地や県・国の管理箇所など、町の所管外のため対応ができない箇所。
要望実施率	要望に対し、担当課が着手した割合。